

## 「靖國」考（その1）



宮澤 洋夫  
予科12-9  
航空5-4  
(鷺宮町)

### 1. 靖國参拝違憲訴訟

小泉純一郎首相の01年8月靖國神社公式参拝を巡る訴訟は、政教分離を定めた憲法に違反するとして、大阪、松山、福岡、千葉、東京、那覇各地裁に提起され、現段階で、高裁・最高裁を入れて14の判決、2つの決定がなされている。大阪訴訟について最高裁第二小法廷は、06年6月13日憲法違反および理由不備を理由とする上告を決定で破棄し、続いて23日「他人が特定の神社に参拝することによって、自己の心情や宗教上の感情が害されたとして不快の念を抱いても、法的利益が侵害されたとして損害賠償を求めることはできない」。「総理大臣が靖國神社を参拝した場合でも異なるものではない」とし上告を棄却した。同様に第三小法廷は6月27日に松山訴訟および千葉訴訟についてそれぞれ上告を棄却している。

靖國神社参拝を巡る訴訟の違憲性について、残っている那覇地裁判決（05. 1. 28）、東京高裁判決（06. 6. 28）は上訴されている。福岡地裁判決（04. 4. 7）、大阪高裁判決（05. 9. 30）

は判例の拘束力のない傍論で違憲判断が示された所謂ねじれ現象となっているが、これにより参拝が影響を受けるものではない。

然し乍ら、靖國神社は戦後宗教法人に改組され、政教分離原則により公式参拝は直ちに合憲とされているわけではないので、公式参拝の宗教行為性、とりわけ指導判決である最高裁愛媛玉串料訴訟判決の「目的効果基準」を充分検討されることが望まれる。

### 2. 戦没者追悼

靖國神社の前身は「東京招魂社」で戊辰戦争で亡くなった官軍兵士を祀るため明治政府が明治2年に建立し、10年後に靖國神社の社号に改められ、戊辰戦争以来の日清・日露・大東亜戦争等の軍人・軍属の戦没者の他、沖縄戦で戦没したひめゆり部隊の女子学生、疎開航行中に撃沈された対馬丸乗船の小学生等が祀られており、合祀者は246万6千余柱となっている。しかし、原爆や空襲による住民の犠牲者は含まれていない。しかも戦場での犠牲者のうち遺骨が戻ってきたのは124万5千人に止まっている。戦後60年を経過しているにも拘わらず判明せず、骨を拾われることなく放置されている戦没者が多数いることである。

靖國神社は戦後1948年東京裁判でA級戦犯25被告に有罪判決があり、52年にサンフランシスコ平和条約発効後、宗教法人とされて、合祀することになり、他方、海外での無名戦没者の遺骨は、国立千鳥ヶ淵戦没者墓園が建設されて納骨され、それぞれの慰霊、追悼が行われてきた。

昭和天皇は8回に亘り靖國神社に参拝さ

れた。A級戦犯14名が78年厚生省作成の霊璽簿に基づき靖國神社に合祀され、同様の上奏簿が宮内庁に届けられ報告されている。

最近報道された元宮内庁長官「宮田メモ」により、当時不本意をあらわす昭和天皇のご発言の一端が伺われる。以降の天皇参拝は勅使に代わり、内閣総理大臣の公式参拝は内外の批判を受ける情勢となっている。

靖國神社はA級戦犯が合祀されることにより「鎮魂と慰霊」の社から「政治的施設」に変容するとの危惧をもつ者も少なくないと伝えられている。

### 3. 天皇陛下の“談話”

〇6年12月23日天皇陛下73歳の誕生日に発表された「戦没者の追悼」についての記者質問に対し大要次のように答えられている。「先の大戦では310万人の日本人が亡くなり、毎年8月15日にはこれら戦陣に散り、戦禍に倒れた人々のことに思いを致し、全国戦没者追悼式に臨んでいる」こと「戦闘に携わった人々にも携わらなかった人々にも、国や国民のことを思い、力を尽くして戦い、あるいは働き、亡くなった人々であり、今日の日本がその人々の犠牲の上に築かれておることを決して忘れてはならない」ことを述べられ、「軍人と民間人合わせて18万6千人以上亡くなった沖縄県」、「軍人2万2千人近く亡くなった硫黄島」、「軍人と民間人合わせて約5万5千人が亡くなったサイパン島」を追悼の気持ちを込めて逐次訪れている」こと、「原子爆弾を受けた広島14万人、長崎7万人の死亡と後遺症に悩む人々を思い、次代に正しく伝えられて、このような惨禍が二度と起きないよう心から願っている」こ

とを述べられている。

### 4. 戦没者慰霊追悼の在り方

靖國神社に祀られている対象は、前述の通り、所謂「天皇の軍隊」の「戦没者」の霊であって、東京空襲始め全国各地の空襲等の被害者、広島、長崎の原爆の被害者等「戦争被害者」の霊は祀られていない。そのためか、8月15日の終戦記念日には靖國神社の英霊追悼の祭典とは別途に政府主催による「全国戦没者追悼式」が開催されている。

昭和39年8月15日に開催された全国戦没者追悼式は靖國神社境内において行われ、再び靖國神社を国家護持にしようとする機運が盛り上がり「靖國神社法」案が国会に提案審議された。自民党案は靖國神社から「宗教性」を取り除き、その上で国家が管轄する特殊法人として国営化しようとするものであった。

この法案は5回に亘って国会で審議されたが、政府は憲法上の制約である信教の自由・国費負担禁止の関係で宗教性をなくすることが必要と主張し、靖國神社側は神道形式の祭礼を認めない非宗教化に反撥したために成立しなかった。かくして天皇陛下の靖國神社参拝は31年の空白を招いている。

小泉前首相の靖國神社参拝には、近隣の中国・韓国等から軍国主義復活の危惧ありとして反撥を受けて外交上の問題となり、他方国内においても各地から訴訟を提起される状況となって靖國神社の在り方並びに追悼の方法等についての意見が交錯している。

### 5. 現在解決方法

これらの問題の解決策としては、(1)

A級戦犯分祀、(2)靖國神社非宗教法人化、(3)新国立追悼施設建設の三方法を軸とした案が提起されている。

それぞれの提案者と靖國神社との間においてそれぞれ意見交換がなされていることが報道されている。問題点は靖國神社が、信教の自由との関係でどの方法を選択するかに係っている。

「A級戦犯分祀」は、戦争責任者とも云われるべき人々が祀られることの当否と、信教の自由との係わりで政府からの要請が宗教弾圧にならないかという問題が含まれている。

「靖國神社の非宗教法人化」は、靖國神社が宗教法人を解散し、特殊法人に組織替えをすることにより国家管理に移行する方法であるが、礼拝方式と鳥居等の神道用具が障害となるかが問題である。

「新国立追悼施設建設」は無宗教の追悼施設として設立され、軍人軍属等と民間人犠牲者全般を対象とするが、靖國神社を唯一の追悼施設とすべきであるとの反対意見があるので併存して管理運営をしていくことになる。

何れにしろ、靖國神社との協議を尽くして方式を選択することが肝要であって、靖國神社の意志による選択が基本である。

## 6. 新たな事態への対応

我が国を取り巻く情勢は厳しさを増しており、治安の安定は急務である。我が国の治安の維持は警察に負うところが多いが、流動的な国際情勢に対応するためには防衛体制の整備が必要となっている。これらの時代背景のもとに、06.12.15防衛庁の省昇格法案が成立した。然し乍ら、その活動には危険が伴うことは周知であっ

て、隊員の殉職も視野におくことが要請されている。

殉職者の慰霊顕彰も靖國神社の役割とすることに異議はないであろう。平和維持の役割を担える配慮が肝要であろう。

秩父平成19年7月 96号

「靖國」考(その2)

宮澤 洋夫 予科12-9、  
(鷺宮町) 航空5-4

## 1. 靖國参拝違憲訴訟

小泉純一郎首相の01年8月靖國神社公式参拝を巡る訴訟は、政教分離を定めた憲法に違反するとして、大阪、松山、福岡、千葉、東京、那覇各地裁に提起され、現段階で、高裁・最高裁を入れて14の判決、2つの決定がなされている。大阪訴訟について最高裁第二小法廷は、06年6月13日憲法違反および理由不備を理由とする上告を決定で破棄し、続いて23日「他人が特定の神社に参拝することによって、自己の心情や宗教上の感情が害されたとして不快の念を抱いても、法的利益が侵害されたとして損害賠償を求めることはできない」。「総理大臣が靖國神社を参拝した場合でも異なるものではない」とし上告を棄却した。同様に第三小法廷は6月27日に松山訴訟および千葉訴訟についてそれぞれ上告を棄却している。

靖國神社参拝を巡る訴訟の違憲性について、残っている那覇地裁判決(05.1.28)、東京高裁判決(06.6.28)は上訴されている。福岡地裁判決(04.

4. 7)、大阪高裁判決(05. 9. 30)は判例の拘束力のない傍論で違憲判断が示された所謂ねじれ現象となっているが、これにより参拝が影響を受けるものではない。

然し乍ら、靖國神社は戦後宗教法人に改組され、政教分離原則により公式参拝は直ちに合憲とされているわけではないので、公式参拝の宗教行為性、とりわけ指導判決である最高裁愛媛玉串料訴訟判決の「目的効果基準」を充分検討されることが望まれる。

## 2. 戦没者追悼

靖國神社の前身は「東京招魂社」で戊辰戦争で亡くなった官軍兵士を祀るため明治政府が明治2年に建立し、10年後に靖國神社の社号に改められ、戊辰戦争以来の日清・日露・大東亜戦争等の軍人・軍属の戦没者の他、沖縄戦で戦没したひめゆり部隊の女子学生、疎開航行中に撃沈された対馬丸乗船の小学生等が祀られており、合祀者は246万6千余柱となっている。

しかし、原爆や空襲による住民の犠牲者は含まれていない。しかも戦場での犠牲者のうち遺骨が戻ってきたのは124万5千人に止まっている。戦後60年を経過しているにも拘わらず判明せず、骨を拾われることなく放置されている戦没者が多数いることである。

靖國神社は戦後1948年東京裁判でA級戦犯25被告に有罪判決があり、52年にサンフランシスコ平和条約発効後、宗教法人とされて、合祀することになり、他方、海外での無名戦没者の遺骨は、国立千鳥ヶ淵戦没者墓園が建設されて納骨され、それぞれの慰霊、追悼が行われてきた。

昭和天皇は8回に亘り靖國神社に参拝された。A級戦犯14名が78年厚生省作成の霊璽簿に基づき靖國神社に合祀され、同様の上奏簿が宮内庁に届けられ報告されている。

最近報道された元宮内庁長官「宮田メモ」により、当時不本意をあらわす昭和天皇のご発言の一端が伺われる。以降の天皇参拝は勅使に代わり、内閣総理大臣の公式参拝は内外の批判を受ける情勢となっている。

靖國神社はA級戦犯が合祀されることにより「鎮魂と慰霊」の社から「政治的施設」に変容するとの危惧をもつ者も少なくないと伝えられている。

## 3. 天皇陛下の“談話”

06年12月23日天皇陛下73歳の誕生日に発表された「戦没者の追悼」についての記者質問に対し大要次のように答えられている。「先の大戦では310万人の日本人が亡くなり、毎年8月15日にはこれら戦陣に散り、戦禍に倒れた人々のことに思いを致し、全国戦没者追悼式に臨んでいる」こと「戦闘に携わった人々にも携わらなかった人々にも、国や国民のことを思い、力を尽くして戦い、あるいは働き、亡くなった人々であり、今日の日本がその人々の犠牲の上に築かれておることを決して忘れてはならない」ことを述べられ、「軍人と民間人合わせて18万6千人以上亡くなった沖縄県」、「軍人2万2千人近く亡くなった硫黄島」、「軍人と民間人合わせて約5万5千人が亡くなったサイパン島」を追悼の気持ちを込めて逐次訪れている」こと、「原子爆弾を受けた広島14万人、長崎7万人の死亡と後遺症に悩む人々を思い、次代に正しく伝えられて、このような惨禍が

二度と起きないように心から願っている」ことを述べられている。

#### 4. 戦没者慰霊追悼の在り方

靖國神社に祀られている対象は、前述の通り、所謂「天皇の軍隊」の「戦没者」の霊であって、東京空襲始め全国各地の空襲等の被害者、広島、長崎の原爆の被害者等「戦争被害者」の霊は祀られていない。そのためか、8月15日の終戦記念日には靖國神社の英霊追悼の祭典とは別途に政府主催による「全国戦没者追悼式」が開催されている。

昭和39年8月15日に開催された全国戦没者追悼式は靖國神社境内において行われ、再び靖國神社を国家護持にしようとする機運が盛り上がり「靖國神社法」案が国会に提案審議された。自民党案は靖國神社から「宗教性」を取り除き、その上で国家が管轄する特殊法人として国営化しようとするものであった。

この法案は5回に亘って国会で審議されたが、政府は憲法上の制約である信教の自由・国費負担禁止の関係で宗教性をなくすことが必要と主張し、靖國神社側は神道形式の祭礼を認めない非宗教化に反撥したために成立しなかった。かくして天皇陛下の靖國神社参拝は31年の空白を招いている。

小泉前首相の靖國神社参拝には、近隣の中国・韓国等から軍国主義復活の危惧ありとして反撥を受けて外交上の問題となり、他方国内においても各地から訴訟を提起される状況となって靖國神社の在り方並びに追悼の方法等についての意見が交錯している。

#### 5. 現在解決方法

これらの問題の解決策としては、(1) A級戦犯分祀、(2) 靖國神社非宗教法人化、(3) 新国立追悼施設建設の三方法を軸とした案が提起されている。

それぞれの提案者と靖國神社との間においてそれぞれ意見交換がなされていることが報道されている。問題点は靖國神社が、信教の自由との関係でどの方法を選択するかに係っている。

「A級戦犯分祀」は、戦争責任者とも云われるべき人々が祀られることの可否と、信教の自由との係わりで政府からの要請が宗教弾圧にならないかという問題が含まれている。

「靖國神社の非宗教法人化」は、靖國神社が宗教法人を解散し、特殊法人に組織替えをすることにより国家管理に移行する方法であるが、礼拝方式と鳥居等の神道用具が障害となるかが問題である。

「新国立追悼施設建設」は無宗教の追悼施設として設立され、軍人軍属等と民間人犠牲者全般を対象とするが、靖國神社を唯一の追悼施設とすべきであるとの反対意見があるので併存して管理運営をしていくことになる。

何れにしろ、靖國神社との協議を尽くして方式を選択することが肝要であって、靖國神社の意志による選択が基本である。

#### 6. 新たな事態への対応

我が国を取り巻く情勢は厳しさを増しており、治安の安定は急務である。我が国の治安の維持は警察に負うところが多いが、流動的な国際情勢に対応するためには防衛体制の整備が必要となっている。これらの時代背景のもとに、06.12.15防衛庁の省昇格法案が成立した。

然し乍ら、その活動には危険が伴うことは周知であって、隊員の殉職も視野におくことが要請されている。

殉職者の慰霊顕彰も靖國神社の役割とすることに異議はないであろう。平和維持の役割を担える配慮が肝要であろう。

秩父平成19年10月 97号

## 「靖國」考 (その3)

宮澤 洋夫 予科12-9  
(鷲宮町) 航空5-4

始めに

2007年8月15日終戦記念日に安倍首相の靖國神社公式参拝はなく平穩に過ぎ、福田首相に問題解決は引き継がれているが、解決の方向は未だ示されていない。

### 1. 占領政策と国家と宗教の分離

1945年8月14日、日本はボツタム宣言を受諾して無条件降伏し、天皇は8月15日国民に告げる詔書を渙発した。

連合軍米軍(GHQ)は日本に進駐し、占領政策の実施に移り、靖國神社等を米軍警備下に置き、「政治的民事的宗教的自由制限撤廃覚書」を發布すると共に、12月1日 陸・海軍省を廃止し、同15日には「国家神道(神社神道)に対する日本政府に対する政府の保証、支援、保全、監督並び公布の廃止」を内容とする「神道指令」を発して、宗教を国家から分離し、政教分離の原則を徹底し、特定の宗教を政治的に利用することを防止した。12月28日には宗教団体法を廃止して宗教法人令を公布

し、1946年1月1日には、天皇の「人間宣言」詔書を發布させ、2月には軍人恩給停止、神祇院等廃止により国家神道体勢を廃止し、新たに、神社本庁を発足させ、靖國神社を宗教法人として設立登記(9月7日完了)をすると共に、4月29日には極東軍事裁判が開廷となった。

1947年5月3日、日本国憲法は政教分離規定を含む近代的憲法として公布された。11月17日には遺族により、日本遺族厚生連盟(後の遺族会)が結成された。翌1948年には極東軍事裁判も終了して、12月23日A級戦犯7名が処刑された。

1950年6月25日朝鮮戦争が始まる。翌年1951年2月23日新宗教法人法が施行され、7月8日、GHQは警察予備隊創設を指令し、9月8日には日本は講和条約に調印した。それに伴い、10月18-19日に戦後初の靖國神社例大祭が挙行され、吉田首相が参列した。

### 2. 靖國神社と国家護持

1952年4月28日、対日平和条約、日米安保条約などが発効し、30日には戦傷病者戦没者遺族援護法が公布され、5月2日には初の政府主催全国戦没者追悼式が実施された。8月1日に宗教法人靖國神社設立の公告がなされ、靖國神社は組織として国から独立したが、英霊の祭祀と顕彰を社憲として継承されている。そして、10月18日には天皇皇后は初参拝された。

これを期として遺族厚生連盟(後に日本遺族会に改組された)は靖國神社慰霊行事に対する国費支弁の決議をした。

1953年8月1日、旧軍人恩給が復活したが、12月8日には日本遺族会は再度、

靖國神社祭祀費用の国家負担を決議した。  
12月11日「無名戦没者の墓（仮称）」  
建設について閣議決定がなされている。

1954年7月1日防衛庁・自衛隊が発足しているが、1956年1月25日、日本遺族会は3回目の「靖國神社祭祀費用国庫負担決議」をしたのを契機に、衆院・遺族援護特別委員会が設置され、靖國神社国家護持について参考人の意見が聴取され、自民党からは靖國社草案要綱、社会党からは靖國平和堂法律草案がそれぞれ発表された。これに呼応して、厚生省引揚援護局長は合祀事務協力通知を出し、内閣に憲法調査会が設置された。

1959年3月13日「無名戦没者の墓」は「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」と決定され、大東亜戦争関係者合祀は概ね終了した。

1960年1月9日、日米新安保条約が調印され、池田内閣が成立して、8月26日に天皇から旧指定護国神社に幣帛料が配布された。

1961年9月24日に遺族会は靖國神社国家護持の請願（4回目）を国会に提出し、1963年8月15日、政府主催全国戦没者追悼式が行われ、天皇皇后が出席された。

1963年8月15日、遺族会は国家護持に対する要綱を発表した。

靖國神社も翌1964年2月29日には首相らに国家護持の請願と陳情をした。その年は東京オリンピックが開催され、佐藤栄作首相が翌年恒例の伊勢神社の参拝をしているが、各地では靖國神社の国家護持に対する反対運動が起こり、津地鎮祭違憲訴訟が提起された。

1969年5月15日、靖國神社は宗教法人離脱用意声明書を自民党に提出したのに

伴い靖國神社国家護持国民協議会（靖國懇）が結成された。自民党は「靖國神社法（靖國法）案を第1回国会に提出したが廃案となり、以来、毎年国会に提出し、5回に亘って審議されたが、1974年6月3日74回国会で廃案となって法制化を断念した。その際、衆議院内閣法制局が示した靖國神社の憲法に違反せず、国営化するための非宗教化条件について、次のように文書が内示されていたが、靖國神社はこれに反対していた。靖國神社を憲法に違反せずに国営化するために非宗教化しようとするれば、本来の靖國神社でなくなるからであった。

衆議院内閣法制局が示した「靖國神社法案の合憲性」の条件

- 信者（崇敬者）の教化その他、おみくじの廃止等を含む布教活動的なものの放棄
- 神道を広めることの放棄
- 祝詞（のりと）の奏上は英霊に対する感謝の言葉に変える
- 降神、昇神の儀の廃止
- 修祓（しゅうふつ）の儀の形式変更
- 御神楽の形式と意味づけの変更
- 拝礼の形式の自由化
- 神職の職名の変更
- 鳥居その他の物理的施設の名称変更

しかしながら、これまでは、嘗ての靖國神社と殆ど変わりなく運用され、総理大臣吉田茂以降中曾根康弘に至るまで、天皇皇后を始め、総理大臣（鳩山一郎、石橋湛山を除く）等昇殿参拝は引き続きなされていた。

### 3. 「公式参拝」路線への転換と挫折

靖國神社案が廃案になり1975年2月3日に自民党藤尾政行議員はこれに代わるものとして「表敬法案」を発表した。

その内容は、

- ①天皇及び国家機関員等の公式参拝
  - ②外国使節の公式表敬
  - ③自衛隊儀仗兵の参列、参拝
  - ④国民の支持を得られるよう合祀対象を警察官、消防官に広げる
- というものであった。

この法案は、自民党の党議決定がされたが、国会への提案には至らず、「公式参拝」路線への転換を示すものになった。

神道では「正式参拝」という用語が使われてきたが、「正式参拝」では政教分離の憲法原則に抵触するおそれがあるために「公式参拝」との呼称が使用され、定着するに至った。

「公式参拝」は三木首相の1975年8月15日の初参拝から在任中3回行われ、その後、後継首相に受け継がれてきた。なお、11月21日、天皇皇后は参拝されている（在位中最後）。

翌1976年2月26日、箕面忠魂碑住民訴訟が提起され、1977年7月13日、最高裁大法廷津地鎮祭判決は政教分離原則について「目的・効果」規準を示した。これ以降、靖國神社の公費負担・公式参拝等をめぐる訴訟が全国各地で提起されてきた。

1982年11月27日、中曽根内閣が成立し、「戦後の総決算」を唱えると、中国、韓国等から軍国主義復活の恐れがあるとして、1978年10月17日に実行し

たA級戦犯14名の靖國神社への合祀と、首相の靖國神社参拝とを非難した。

中曽根首相はその対策を自民党に指示し、官房長官の私的諮問機関「靖國懇」が設置された。報告書は、戦没者追悼は「宗教、宗派、民族、国家の別など超越した人間自然の普遍的な感情」だとし、「国及びその機関が国民を代表する立場で行うことも当然」とした。その上で、「国民や遺族の多くは」、靖國神社に対して沿革や規模から見て「依然として我が国における戦没者追悼の中心施設である」として内閣総理大臣その他の国务大臣の「公式参拝」を望んでいると是認した。

これが全員一致でなかったため、「政府はこの際、大方の国民感情や遺族の心情を汲み、政教分離に関する憲法の規定の趣旨に反することなく、国民の多数から支持され受け入れられる何らかの形で…靖國神社への公式参拝を実施すべき方途を検討すべきである」としている。その末尾に「新たな施設の設置」という項目が設けられている。

中曽根首相は中国・韓国等からの抗議を受けて秋季例大祭の参拝を見送り、A級戦犯合祀取り下げの対処をしたが、「分祀」は靖國神社側によって受け入れられなかった。後藤田官房長官は「公式参拝」の見送りを発表した。

爾後11年、橋本龍太郎首相が靖國神社参拝をし、小泉純一郎首相が在任中参拝を続け、これが問題提起となっている。

### 4. 追悼の在り方

小泉首相は2001年8月13日最初の靖國神社参拝の際、「今後の問題として、



靖國神社や千鳥ヶ淵戦没者墓苑に対する国民の思いを尊重しつつも、内外の人々がわだかまりなく追悼の誠を捧げるにはどのようにすればよいか、議論の必要があると私は考えております」と談話を発表し、12月14日、福田康夫官房長官に私的諮問機関「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」（以下追悼懇）を設置させた。追悼懇で検討した結果、2002年12月24日「国を挙げて追悼・平和祈念を行うための国立の無宗教の恒久施設が必要である」とする報告書が提出された。追悼の対象は国のために戦死した将兵に限らず、空襲や戦争による死亡者や、外国人将兵・民間人も含み、既に慰霊施設の対象となっている者も含まれるとされている。

問題点はその儀式の形式であり、A級戦犯が含まれているか等の問題点も残されている。

他方、靖國神社を巡る“国家と宗教”に関する訴訟が多数繫属されており、靖國神社が平穩を取り戻すにはなお時日を要するところである。

既に提案されているA級戦犯分祀、非宗教法人化等についても検討されているが、何れにしても困難な問題を抱えている。

靖國神社について見れば危惧される点多々あろうが、大東亜戦争終結後60年を経過し、遺族関係者も減少していく状況にあり、宗教法人としての運営にも限度がある等諸事情勘案するとき、その将来に危惧の念を抱くのも自然の成り行きと思われる。靖國神社の任務に終了はなく、その在り方の選択は宗教法人自ら選ぶべきものである。（完）